

平成 2 5 年 2 月 2 7 日 開 会

平成 2 5 年 3 月 1 8 日 閉 会

平 成 2 5 年

第 1 回 定 例 会 会 議 録

(第 2 日 目)

小 豆 島 町 議 会

開議 午後 0 時 5 8 分

議長（秋長正幸君） こんにちは。

携帯電話をマナーモードに切りかえてください。

大変お忙しいところ、昨日に引き続きお集まりくださいますありがとうございます。

ただいまの出席議員は 16 名で、定足数に達しておりますので、本日の会議は成立しました。

これより会議を開きます。（午後 1 時 0 0 分）

直ちに日程に入ります。日程はお手元に配付のとおりです。

~~~~~

日程第 1 「議案第 1 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」から「議案第 43 号 平成 25 年度小豆島町介護老人保健施設事業会計予算」までに対する質疑、討論、採決及び委員会付託

議長（秋長正幸君） 日程第 1、議案第 1 号人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてから議案第 43 号平成 25 年度小豆島町介護老人保健施設事業会計予算についてまでに対する質疑、討論、採決及び委員会付託を議題とします。

お諮りします。

審議の方法であります。この際 1 議案ごとに審議を行い、本日採決できる議案は直ちに採決し、採決できない議案については関係常任委員会に付託したいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋長正幸君） 異議なしと認めます。

それでは、1 議案ごとに審議を行います。

初めに、議案第 1 号人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについての質疑を行います。

本案については、本日採決いたします。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋長正幸君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

本案については、討論を省略し、直ちに採決したいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋長正幸君） 異議なしと認めます。  
これから採決します。  
議案第1号は原案どおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋長正幸君） 異議なしと認めます。よって、議案第1号は原案どおり可決されました。

議長（秋長正幸君） 次に、議案第2号教育委員の任命につき同意を求めることについての質疑を行います。  
本案については、本日採決いたします。  
質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋長正幸君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。  
本案については、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋長正幸君） 異議なしと認めます。  
これから採決します。  
議案第2号は原案どおり同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋長正幸君） 異議なしと認めます。よって、議案第2号は原案どおり可決されました。

議長（秋長正幸君） 次に、議案第3号小豆島町指定地域密着型サービス等の事業の人員、設備及び運営等の基準等を定める条例について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋長正幸君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。  
本案については、教育民生常任委員会に付託したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋長正幸君） 異議なしと認めます。よって、議案第3号は教育民生常任委員会に付託することに決定されました。

議長（秋長正幸君） 次、議案第4号小豆島町移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋長正幸君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。  
本案については、総務建設常任委員会に付託したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋長正幸君） 異議なしと認めます。よって、議案第4号は総務建設常任委員会に付託することに決定されました。

議長（秋長正幸君） 次、議案第5号小豆島町町道の構造の技術的基準等を定める条例について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋長正幸君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。  
本案については、総務建設常任委員会に付託したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋長正幸君） 異議なしと認めます。よって、議案第5号は総務建設常任委員会に付託することに決定されました。

議長（秋長正幸君） 次、議案第6号小豆島町移動等円滑化のために必要な町道の構造に関する基準を定める条例について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋長正幸君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。本案については、総務建設常任委員会に付託したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋長正幸君） 異議なしと認めます。よって、議案第6号は総務建設常任委員会に付託することに決定されました。

議長（秋長正幸君） 次、議案第7号小豆島町準用河川に係る河川管理施設等の構造の技術的基準を定める条例について質疑を行います。質疑はありませんか。9番植松議員。

9番（植松勝太郎君） 条例の制定いうんですかね、それ自体はどってことないと思うんですが、読んでおりますと橋の、国が今、老朽化ということで構造物やとかそれらの耐用年数ですかね、40年、50年経つという部分があると思うんで、それに関連してこういうふうな部分の条例をつくった後にその点検ですか、これを十分やっていかなんだら、ただこういうふうな形で条例はあるんだけれどというふうなことにならんようにぜひしていただきたいなと思います。以上です。

議長（秋長正幸君） 建設課長。

建設課長（尾田秀範君） 既存の橋梁につきましては、小豆島町のほうで今現在、もう点検作業は完了いたしております。平成25年度の予算

案の中にも出てきておりますが、順次橋梁につきましては修繕計画、橋梁数が非常に多いものですから、30年計画等でなっていく、全て終わるのに30年ぐらいかかるという計画で毎年一定金額で橋梁を順次直していくという形でとらせていただいております。

それと、この条例の中に決めましたのは、今後新たに新設する橋梁についての基準を定めてますもので、今ある橋梁については適用除外という形で、今ある形で維持保全を図っていくという形でやっていこうと考えております。以上です。

議長（秋長正幸君） ほかに質疑はありませんか。11番村上議員。

11番（村上久美君） この条例は、新たに新設するところについてと言われました。その点については、本町において例えば橋とか堰、こういうものについては新たに新設するところが考えられてるわけでしょうか。

議長（秋長正幸君） 建設課長。

建設課長（尾田秀範君） あくまでも準用河川につきましては、上位法に頼って今まで管理業務もやっておりますし、先ほど橋梁につきましては、この中に入っているのは、あくまでも新設する場合はほとんどの基準という形でご説明したんですけど、この条例の中には管理関係の分も当然ございます。そのようになっております。

また、この準用河川で今、小豆島町にあるのは、山の川、土川、薬師川、浜条川、北地川、信谷川、入部川、平野川、豊栄川、深田川、竹生川、西の谷川、山田川の13河川に適用される条例でございます。その他の河川につきましては、普通河川でございますもので、法定外河川という形になっておりますもので、この準用河川条例を素直に持っていく河川ではないということも今、改めて説明させていただきます。

それと、該当するものがあるのかないと言ったら、新設を今後考えていった場合に要望とか希望等でそういうのが出てきた場合の対応を考えてますので、今、たっけきにここに橋梁をかけてほしいとかいう要望というのは、今現在建設課のほうにおいては承っておりません。

議長（秋長正幸君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋長正幸君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。本案については、総務建設常任委員会に付託したいと思っておりますが、こ

れにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋長正幸君） 異議なしと認めます。よって、議案第7号は総務建設常任委員会に付託することに決定しました。

議長（秋長正幸君） 次、議案第8号小豆島町都市公園条例の一部を改正する条例について質疑を行います。  
本案については、本日採決いたします。  
質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋長正幸君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。  
これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋長正幸君） 討論を終わります。  
これから採決します。  
議案第8号は原案どおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋長正幸君） 異議なしと認めます。よって、議案第8号は原案どおり可決されました。

議長（秋長正幸君） 次、議案第9号小豆島町都市下水路条例の一部を改正する条例について質疑を行います。  
本案については、本日採決いたします。  
質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋長正幸君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。  
これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋長正幸君） 討論なしと認めます。討論を終わります。  
これから採決します。  
議案第9号は原案どおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋長正幸君） 異議なしと認めます。よって、議案第9号は原案どおり可決されました。

議長（秋長正幸君） 次、議案第10号小豆島町営住宅管理条例等の一部を改正する条例について質疑を行います。  
本案については、本日採決します。  
質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋長正幸君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。  
これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋長正幸君） 討論なしと認めます。討論を終わります。  
これから採決します。  
議案第10号は原案どおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋長正幸君） 異議なしと認めます。よって、議案第10号は原案どおり可決されました。

議長（秋長正幸君） 次、議案第11号小豆島町水道事業の剰余金の処分等に関する条例について質疑を行います。質疑はありますか。



〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋長正幸君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。  
本案については、総務建設常任委員会に付託したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋長正幸君） 異議なしと認めます。よって、議案第 11 号は総務建設常任委員会に付託することに決定されました。

議長（秋長正幸君） 次、議案第 12 号小豆島町布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋長正幸君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。  
本案については、総務建設常任委員会に付託したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋長正幸君） 異議なしと認めます。よって、議案第 12 号は総務建設常任委員会に付託することに決定されました。

議長（秋長正幸君） 次、議案第 13 号小豆島町介護老人保健施設事業の剰余金の処分等に関する条例について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋長正幸君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。  
本案については、教育民生常任委員会に付託したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋長正幸君） 異議なしと認めます。よって、議案第 13 号は教育民生常任委員会に付託することに決定されました。

議長（秋長正幸君） 次、議案第 14 号小豆島町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例について質疑を行います。

本案については、本日採決いたします。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋長正幸君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋長正幸君） 討論なしと認めます。討論を終わります。これから採決します。

議案第 14 号は原案どおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋長正幸君） 異議なしと認めます。よって、議案第 14 号は原案どおり可決されました。

議長（秋長正幸君） 次、議案第 15 号小豆島町営土地改良事業の経費の賦課徴収に関する条例の一部を改正する条例について質疑を行います。

本案については、本日採決いたします。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋長正幸君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋長正幸君） 討論なしと認めます。討論を終わります。  
これから採決します。  
議案第 15 号は原案どおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋長正幸君） 異議なしと認めます。よって、議案第 15 号は原案どおり可決されました。

議長（秋長正幸君） 次、議案第 16 号小豆島町乳幼児医療費助成に関する条例等の一部を改正する条例について質疑を行います。  
本案については、本日採決します。  
質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋長正幸君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。  
これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋長正幸君） 討論なしと認めます。討論を終わります。  
これから採決します。  
議案第 16 号は原案どおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋長正幸君） 異議なしと認めます。よって、議案第 16 号は原案どおり可決されました。

議長（秋長正幸君） 次、議案第 17 号小豆島町重度心身障害者等医療費支給に関する条例の一部を改正する条例について質疑を行います。  
本案については、本日採決いたします。  
質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋長正幸君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。  
これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋長正幸君） 討論なしと認めます。討論を終わります。  
これから採決します。  
議案第 17 号は原案どおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋長正幸君） 異議なしと認めます。よって、議案第 17 号は原案どおり可決されました。

議長（秋長正幸君） 次、議案第 18 号小豆島町病院事業の設置等に関する条例等の一部を改正する条例について質疑を行います。  
本案については、本日採決いたします。  
質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋長正幸君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。  
これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋長正幸君） 討論なしと認めます。討論を終わります。  
これから採決します。  
議案第 18 号は原案どおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋長正幸君） 異議なしと認めます。よって、議案第 18 号は原案どおり可決されました。

議長（秋長正幸君） 次、議案第 19 号小豆島町新型インフルエンザ等対策本部条例について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋長正幸君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。  
本案については、教育民生常任委員会に付託したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋長正幸君） 異議なしと認めます。よって、議案第 19 号は教育民生常任委員会に付託することに決定されました。

議長（秋長正幸君） 次、議案第 20 号小豆島町新しい産業づくり条例について質疑を行います。質疑はありませんか。11 番村上議員。

11 番（村上久美君） この新しい産業づくり条例ってということで提案されておりますが、全ての条文を見ますと、ほとんど町長の専決事項に全てなっているというに思うんですね。透明性の担保が非常に問題だというに思いますが、この条文をつくる時にそれなりの審議委員会とか、そういう条例がここに検討されなかったっていう点について何ら疑問もないんでしょうか。その点について伺いたいと思います。

議長（秋長正幸君） 商工観光課長。

商工観光課長（坂東民哉君） 今のご質問で、各条文の中で町長が特に必要と認めるものというふうな形で入れておりますけれども、一応原則的にはそれぞれ事業であるとか、製造業、情報通信業ということで、それぞれ規定を設けております。それで、一応原則的に条文の中に書いている業種であるとか、内容についてきちっと基づいて対応するというを原則といたしております。ただ、いろいろなケースが出てくるということで、文言としてはそういうふうな文章を追加いたしております。それで、審議する機関については特に設けるということはありません。以上です。

議長（秋長正幸君） 町長。

町長（塩田幸雄君） これは、新しい試みの条例でありますので委員会に付託になると聞いております。委員会で議論していただいて、透明性確保のために例えば第三者機関が必要だということであれば、修正をしていきたいと思っております。

議長（秋長正幸君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋長正幸君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。本案については、総務建設常任委員会に付託したいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋長正幸君） 異議なしと認めます。よって、議案第20号は総務建設常任委員会に付託することに決定されました。

議長（秋長正幸君） 次、議案第21号小豆島町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について質疑を行います。

本案については、本日採決いたします。

質疑はありませんか。12番鍋谷議員。

12番（鍋谷真由美君） この内容については問題はないと思うんですけれども、他の医療機関では実態としてはどういうふうになっているのかわかれば教えていただきたいと。

議長（秋長正幸君） 内海病院事務長。

内海病院事務長（岡本達志君） 県内の自治体病院の事例しか持ち合わせておりませんが、県内の自治体病院の中で分娩業務を取り扱っておりますのが、高松市民病院、それからさぬき市民病院、それから三豊総合病院と内海病院になりますが、他の3病院につきましては、さぬき市民病院と高松市民病院には分娩手当という制度がございます。それから、三豊総合病院につきましては名称は違いますが、分娩件数に対して手当を出しているということを聞いております。

議長（秋長正幸君） ほかに質疑はありませんか。3番大川議員。

3番（大川新也君） この手当ですけど、金額的にはどれぐらいの金額が分娩手当になるんですか。

議長（秋長正幸君） 内海病院事務長。

内海病院事務長（岡本達志君） 1万円の範囲内で規則で定めるといふふうになっておりますが、県内の先ほど申しました事例を参考にしまして1分娩当たり5千円を予定しております。

議長（秋長正幸君） ほかに質疑はありませんか。6番森議員。

6番（森 崇君） 以前、潜在看護師とって、条件が悪いからいうのもあったと思うんですね。働く女性にとって。いうんで言うと、この助産師に対するめどみたいな、希望みたいなのはあるんでしょうか。

議長（秋長正幸君） 内海病院事務長。

内海病院事務長（岡本達志君） 現在ですが、当院では助産師の3名が勤務しております。そのうち1名につきましては、先にお産をしまして今後休暇に入っていく予定になります。それと、あと一名は現在育児休暇中ですが4月1日から復帰予定です。ということで今、実働している助産師はもう現実には1名のみという非常に厳しい状況で、県内の他の医療機関から応援を受けております。ただ、4月1日からは1名対応が決定しておりまして、総数は4名ということになります。それで、当面は2名体制で実働すると。ただ、あともう一名につきまして現在免許取得のために学校に通ってまして、その方が免許を取れた暁には当院のほうで勤務したいという希望を持っているという情報は入っております。

議長（秋長正幸君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋長正幸君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋長正幸君） 討論なしと認めます。討論を終わります。  
これから採決します。  
議案第 21 号は原案どおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋長正幸君） 異議なしと認めます。よって、議案第 21 号は原案どおり可決されました。

議長（秋長正幸君） 次、議案第 22 号小豆島町手数料条例の一部を改正する条例について質疑を行います。質疑はありますか。11 番村上議員。

11 番（村上久美君） 金額のところなんですけど、端数というかその 390 円っていう設定はどういう根拠でそうなったんでしょう。きちっとした数字じゃないので伺いたいと思うんですけども。

議長（秋長正幸君） 総務部長。

総務部長（空林志郎君） この金額につきましては、国のほうで測量法施行令という政令がございます。こちらのほうでこういうふうな形のものについては、この金額というのが定められております。これに沿ったものとなっております。以上です。

議長（秋長正幸君） ほかに質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋長正幸君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。  
本案については、総務建設常任委員会に付託したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋長正幸君） 異議なしと認めます。よって、議案第 22 号は総務建設常任委員会に付託することに決定されました。



議長（秋長正幸君） 次、議案第 23 号小豆島町立学校条例の一部を改正する条例について質疑を行います。

本案については、本日採決いたします。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋長正幸君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論の通告がありますので、順次発言を許します。

まず、原案に反対の方から発言を許します。11 番村上久美議員。

11 番（村上久美君） この提案についてですが、反対討論を行います。

義務教育である中学校の存在は、地域住民にとって子供たちの成長をより身近に確認でき、子供たちを見守ってやれる位置としても最も必要な存在です。また、徒歩や自転車通学ができる位置がふさわしいものです。地域の拠点、文化センターとして重要な存在です。地域との連携教育ができなくなるなど、今回の池田中学校の廃校は池田地区住民にとって不幸なことです。病院を建設するために池田中学校が内海中学校に統合される問題は、池田地域住民の大多数の賛成があるとは言えません。町の強引とも言えるやり方は納得できるものではありません。

以上のことから議案第 23 号、池田中学校と内海中学校を統合し、新しい中学校名を小豆島中学校とするためとなっておりますが、この条例に対して反対をいたします。

議長（秋長正幸君） 次に、原案に賛成の方から発言を許します。10 番渡辺慧議員。

10 番（渡辺 慧君） 私は、議案第 23 号に賛成の立場で意見を述べたいと思います。

池田中学校と内海中学校を統合して新しい中学校、小豆島町立小豆島中学校にすることはぜひ必要だろうと考えます。両中学校とも生徒数の減少が続いており、池田中学校では教科の先生が不足したり、また部活動においても部員が少なく大会に出場できない部分があるなど、学校運営活動に大きな支障が来ていると聞いております。中学校は多くの生徒により切磋琢磨することが望ましいとの考え方は私も同じであり、両中学校を統合した新しい中学校が生徒や地域にとって素晴らしい学校になると期待しております。

また、名称についても町内唯一の学校である小豆島に生まれ、育ち、学ぶ、小豆島に誇りと自信を持ってもらうことにふさわしい名前であると思います。また、地域の保護者の代表などで構成された両中学校の統合対策協議会と話し合いを重ね新しい中学校づくりの基本合意を得ていることから、何ら問題はないと考えます。

以上のことから、私は議案第 23 号に賛成であります。以上です。

議長（秋長正幸君） これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は起立によって行います。

議案第 23 号は原案どおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（秋長正幸君） 起立多数です。よって、議案第 23 号は原案どおり可決されました。

議長（秋長正幸君） 次、議案第 24 号小豆島町県営土地改良事業分担金徴収条例の一部を改正する条例について質疑を行います。

本案については、本日採決いたします。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋長正幸君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋長正幸君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これから採決します。

議案第 24 号は原案どおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋長正幸君） 異議なしと認めます。よって、議案第 24 号は原案どおり可決されました。

議長（秋長正幸君） 次、議案第 25 号小豆島町水道事業給水条例等の一部を改正する条例について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋長正幸君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。本案については、総務建設常任委員会に付託したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋長正幸君） 異議なしと認めます。よって、議案第 25 号は総務建設常任委員会に付託することに決定されました。

議長（秋長正幸君） 次、議案第 26 号小豆島町障害程度区分認定審査会の委員の定数を定める条例を廃止する条例について質疑を行います。本案については、本日採決いたします。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋長正幸君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋長正幸君） 討論なしと認めます。討論を終わります。これから採決します。議案第 26 号は原案どおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋長正幸君） 異議なしと認めます。よって、議案第 26 号は原案どおり可決されました。

議長（秋長正幸君） 次、議案第 27 号小豆島町土地開発公社の解散に

ついて質疑を行います。  
本案については、本日採決いたします。  
質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋長正幸君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。  
これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋長正幸君） 討論なしと認めます。討論を終わります。  
これから採決します。  
議案第 27 号は原案どおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋長正幸君） 異議なしと認めます。よって、議案第 27 号は原案どおり可決されました。

議長（秋長正幸君） 次、議案第 28 号瀬戸・高松広域定住自立圏の形成に関する協定の変更について質疑を行います。  
本案については、本日採決いたします。  
質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋長正幸君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。  
これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋長正幸君） 討論なしと認めます。討論を終わります。  
これから採決します。  
議案第 28 号は原案どおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋長正幸君） 異議なしと認めます。よって、議案第 28 号は原案どおり可決されました。

議長（秋長正幸君） 次、議案第 29 号小豆地区広域行政事務組合理約の一部変更について質疑を行います。  
本案については、本日採決いたします。  
質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋長正幸君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。  
これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋長正幸君） 討論なしと認めます。討論を終わります。  
これから採決します。  
議案第 29 号は原案どおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋長正幸君） 異議なしと認めます。よって、議案第 29 号は原案どおり可決されました。

議長（秋長正幸君） 次、議案第 30 号小豆医療組合理約の一部変更について質疑を行います。  
本案については、本日採決いたします。  
質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋長正幸君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。  
これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋長正幸君） 討論なしと認めます。討論を終わります。  
これから採決します。  
議案第 30 号は原案どおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋長正幸君） 異議なしと認めます。よって、議案第 30 号は原案どおり可決されました。

議長（秋長正幸君） 次、議案第 31 号小豆島町辺地総合整備計画の策定について質疑を行います。  
本案については、本日採決いたします。  
質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋長正幸君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。  
これから討論を行います。討論はありませんか。  
鍋谷議員に申し上げます。  
本会議においては通告制をとっております。円滑な議事運営が困難になることも考えられますので、以後通告するよう注意いたします。発言は認めます。  
まず、原案に反対の方から発言を許します。12 番鍋谷議員。

12 番（鍋谷真由美君） 私は、議案第 31 号小豆島町辺地総合整備計画の策定については反対をいたします。  
理由は、内海ダム公園整備事業が含まれているからです。以上です。

議長（秋長正幸君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋長正幸君） これで討論を終わります。  
これから採決します。この採決は起立によって行います。  
議案第 31 号は原案どおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（秋長正幸君） 起立多数です。よって、議案第 31 号は原案どおり可決されました。

議長（秋長正幸君） 次、議案第 32 号小豆島町道路線の変更について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋長正幸君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。本案については、総務建設常任委員会に付託したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋長正幸君） 異議なしと認めます。よって、議案第 32 号は総務建設常任委員会に付託することに決定されました。

議長（秋長正幸君） 次、議案第 33 号平成 25 年度小豆島町一般会計予算について質疑を行います。質疑はありませんか。8 番安井議員。

8 番（安井信之君） 施策の大綱などで、町長が他町民に対しての奨学金というふうな拡大を表明しましたが、その辺はどういうふうな、関係町なりにもそういうな部分は先にお知らせしているのかな。いうたら、出過ぎたまねをしょうるいうな形でとられたら、今、医療に関してもいろいろいところどうそをつくると不満が出てきょうる状況ですので、その辺はどういうふうな過程を経てそういうな。

議長（秋長正幸君） 教育部長。

教育部長（莊野 守君） ただいま安井議員から質問のありました奨学金、小豆島いうんですか、高校時代に非常に頑張っておる子、卒業してもまた小豆島高校等への支援なりいただけることについての拡大ということで。

もう一点の質問の他町への周知については、まだ予算等も通っておりませんのでできてはおりません。以上です。

議長（秋長正幸君） 8番安井議員。

8番（安井信之君） その辺は、他町とのその協議ができないということ、至っていないというふうなことです。その辺、他町が要らんこととするなというふうになればやめるといふふうに考えておるんですか。そうじゃないでしょ。ある程度根回しした形でそういうな分を考えとんやけどどうですかというふうな部分での話なりは全然通してなく、いうたら他町の行政に対して越権的な部分も出てくる可能性もあるのかなというふうに思いますが、その辺の調整なりは事前にやっつくべきものかなと思うんですが、その辺は調整はやっくらんということ。

議長（秋長正幸君） 教育部長。

教育部長（莊野 守君） 今回の拡大については、あくまで高等学校の校長の推薦によるものでございます。ですから、他町への根回し等は特に必要ないと。当然予算等は議決されれば、その辺の拡大したことについては周知したいとは考えております。以上です。

議長（秋長正幸君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋長正幸君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

本案については、教育民生常任委員会所管分は教育民生常任委員会に付託をして審査をしていただくことにしたいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋長正幸君） 異議なしと認めます。よって、議案第33号は総務建設常任委員会及び教育民生常任委員会に付託をして審査をしていただくことに決定されました。

議長（秋長正幸君） 次、議案第34号平成25年度小豆島町国民健康保険事業特別会計予算について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕



議長（秋長正幸君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。  
本案については、教育民生常任委員会に付託したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋長正幸君） 異議なしと認めます。よって、議案第 34 号は教育民生常任委員会に付託することに決定されました。

議長（秋長正幸君） 次、議案第 35 号平成 25 年度小豆島町国民健康保険診療所事業特別会計予算について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋長正幸君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。  
本案については、教育民生常任委員会に付託したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋長正幸君） 異議なしと認めます。よって、議案第 35 号は教育民生常任委員会に付託することに決定されました。

議長（秋長正幸君） 次、議案第 36 号平成 25 年度小豆島町後期高齢者医療事業特別会計予算について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋長正幸君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。  
本案については、教育民生常任委員会に付託したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋長正幸君） 異議なしと認めます。よって、議案第 36 号は教育民生常任委員会に付託することに決定されました。

議長（秋長正幸君） 次、議案第 37 号平成 25 年度小豆島町介護保険事業特別会計予算について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋長正幸君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。本案については、教育民生常任委員会に付託したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋長正幸君） 異議なしと認めます。よって、議案第 37 号は教育民生常任委員会に付託することに決定されました。

議長（秋長正幸君） 次、議案第 38 号平成 25 年度小豆島町介護サービス事業特別会計予算について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋長正幸君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。本案については、教育民生常任委員会に付託したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋長正幸君） 異議なしと認めます。よって、議案第 38 号は教育民生常任委員会に付託することに決定されました。

議長（秋長正幸君） 次、議案第 39 号平成 25 年度小豆島町介護予防支援事業特別会計予算について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋長正幸君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。  
本案については、教育民生常任委員会に付託したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋長正幸君） 異議なしと認めます。よって、議案第 39 号は教育民生常任委員会に付託することに決定されました。

議長（秋長正幸君） 次、議案第 40 号平成 25 年度小豆島町簡易水道事業特別会計予算について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋長正幸君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。  
本案については、総務建設常任委員会に付託したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋長正幸君） 異議なしと認めます。よって、議案第 40 号は総務建設常任委員会に付託することに決定されました。

議長（秋長正幸君） 次、議案第 41 号平成 25 年度小豆島町水道事業会計予算について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋長正幸君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。  
本案については、総務建設常任委員会に付託したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋長正幸君） 異議なしと認めます。よって、議案第 41 号は総務建設常任委員会に付託することに決定されました。

議長（秋長正幸君） 次、議案第 42 号平成 25 年度小豆島町病院事業会計予算について質疑を行います。質疑はありませんか。11 番村上議員。

11 番（村上久美君） 町長の所信表明においても、病院の問題については一定の考え方が示されております。平成 25 年度においては、これらの考え方についてのどのような数字の面において反映させているのか、また数字の面ではない部分としてどのような 25 年度の予算執行を今後やろうというふうに考えているのか伺いたと思います。

議長（秋長正幸君） 内海病院事務長。

内海病院事務長（岡本達志君） 内海病院の経営状況につきましては、非常に厳しい状況にあります。それで現在、町のほうでは経営改革チームを立ち上げまして病院の経営状態をチェックしながら経営改革を行っていくような体制をとっております。一方、院内におきましても経営改善ワーキンググループというのを立ち上げまして、みずから経営改革に取り組み、改善計画の素案を策定するような形で現在動いております。

それで、今回の平成 25 年度予算との関連で申し上げますと、今回提案しております当初予算にはその経営改善の部分っていうのは見込まれておりません。それで、現状の推移を見ながら業務の予定量、それに基づいた経営目標としての予算額を計上しております。

ただ、早急に経営改善計画をまとめた後には、その計画を着実に進捗していく中では、この予算の額にかかわらず経営を改善していきたいと。そうなりますと、予定額というのも当然改善されていくというようなことになろうかと思えます。

議長（秋長正幸君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋長正幸君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。本案については、教育民生常任委員会に付託したいと思えますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋長正幸君） 異議なしと認めます。よって、議案第 42 号は教

育民生常任委員会に付託することに決定されました。

議長（秋長正幸君） 次、議案第 43 号平成 25 年度小豆島町介護老人保健施設事業会計予算について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋長正幸君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。  
本案については、教育民生常任委員会に付託したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋長正幸君） 異議なしと認めます。よって、議案第 43 号は教育民生常任委員会に付託することに決定されました。

本日、各委員会に付託しました議案の審査報告は、3月18日の本会議にお願いいたします。

以上をもちまして本日の日程は全部終了しました。

次回は3月11日月曜日午前9時30分から会議を開きます。

本日はこれをもって散会します。

ご苦労さまでした。

散会 午後 1 時 44 分